

目

次

	頁
第 7 2 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	6
第 7 3 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9
第 7 4 号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例	10
第 7 5 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	17

第七十二号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十三条第十一項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

45 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由に

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内より就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らし当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準で再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を

に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職
行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする。

「

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第十一項第五号の改正
規定及び附則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第四項に
おいて「新条例」という。）第十三条第十項及び附則第四十五項の規定は、平成
二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 新条例第十三条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第四十五項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員
の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により
職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退
職手当に関する条例第十三条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規
定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用
保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に
係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支
給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十
四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）
（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する
特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者
の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十三条第十一項（第五号に係る
部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十三条第十二項において準用する場
合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第
一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

平成二十九年六月十九日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

提 案 理 由

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の給付内容等を改正したいので、この案を提出するものである。

第七十三号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ中「日」の下に「（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第三号中「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）
第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第三条第六号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年六月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業をすることができるよう特に必要と認められる場合を定めたので、この案を提出するものである。

第七十四号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

第二十五条の二中「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第三十二条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があった」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井よう」を「天井」に、「程度等に」を「程度その他施行規則第七条の三第一項で定める事項に」に、「著しく」を「著しい」に、「施行規則第七条の三第一項及び第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項及び第六項において同じ。）」を加え、「次項において同じ。」によつてあん分して」を「」（第六項において「専有部分の床面積の割合」という。）により按分して」に改め、同条第十項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」及び「同法第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる」を削り、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項において準用する施行規則第七条の三第二項及び第三項の規定により当該割合を補正した割合。ただし、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員がこれらの程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七条の三の二第三項により補正した当該専有部分の床面積（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により補正した床面積）

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第三十二条の二の見出し中「特例」の下に「の適用」を加える。

第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二条の二の三とし、第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第三十二条の二の二 法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、いずれも三分の二とする。

第三十二条の十一第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第三十二条の十一の三第六項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第九十六条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六条第一号中「百分の一・二」の下に「（当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）」を、「百分の〇・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）」を加え、同条第二号中「百分の〇・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）」を、「百分の〇・三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を、「百分の〇・一五」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七）」を加える。

附則第十二条第一項中「第三十二条の二の二」を「第三十二条の二の三」に改める。

附則第十八条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十八条の二第二項中「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の

一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十八条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十八条の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十八条の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の二の見出しの改正規定及び第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二条の二の三とし、第三十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

二 第二十四条第一項及び第二十五条の二の改正規定並びに附則第六条の改正規定並びに次項の規定 平成三十年一月一日

三 第三十二条、第三十二条の十一及び第三十二条の十一の三第六項の改正規定並びに附則第十八条、第十八条の二及び第十八条の四の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 平成三十年四月一日

四 第九十六条第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第三十二条の二の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第三十二条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の平成三十年四月一日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成二十九年四月一日前に新築されたこの条例による改正前の埼玉県税条例第三十二条第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の平成三十年四月一日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）

- 5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成二十九年六月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、さいたま市の区域内に住所を有する場合における個人の県民税の所得割の税率について県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源の移譲のため引き下げる等したいので、この案を提出するものである。

第七十五号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、第一号」の下に「及び第三号から第六号までのいずれか」を加え、「四百三十三円」を「一人につき二百十七円」に改め、「から第五号までのいずれか」を削り、「二百十七円(学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち一人については三百六十七円)」を「三百三十四円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

別表中

六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円
五、一三三円	六、一一〇円	六、八一五円	七、九八〇円

一一、六〇八円	一二、三五〇円
八、八七八円	九、三四〇円

を

六、一三〇円	七、八九三円
五、一七〇円	六、一四八円

九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六二〇円	一二、三六三円
六、八三八円	七、九九五円	八、八八八円	九、三五〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項(次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額につ

いて適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに平成二十九年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち一人については三百六十七円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人については三百六十七円）」とする。

4 施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち一人については三百三十四円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人については三百円）」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十九年六月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定をしたいので、この案を提出するものである。